



# 茨城県報

第 1 6 5 3 号

平成17年 3 月14日

月 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

茨城県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則（職業能力開発課） ..... 2

### 告 示

青少年に有益な興行の推奨（女性青少年課） ..... 2

民生委員協議会を組織する区域の一部改正（3件）（厚生総務課） ..... 2

民生委員の定数の一部改正（2件）（厚生総務課） ..... 5

指定居宅サービス事業者の廃止（高齢福祉課） ..... 6

指定居宅介護支援事業者の廃止（高齢福祉課） ..... 6

児童福祉法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（障害福祉課） ..... 6

身体障害者福祉法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（障害福祉課） ..... 7

知的障害者福祉法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（障害福祉課） ..... 7

定款変更の認可（2件）（農村計画課） ..... 8

道路の区域の変更（道路維持課） ..... 8

道路の供用の開始（3件）（道路維持課） ..... 8

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市整備課） ..... 9

都市計画事業の認可（下水道課） ..... 9

市街地再開発組合の解散の認可（建築指導課） ..... 10

軽油引取税に係る特約業者の指定（県税事務所） ..... 10

### （選挙管理委員会）

直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数 ..... 10

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（3件）（生活文化課） ..... 12

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（2件）（生活文化課） ..... 14

平成17年度調理師試験の実施（生活衛生課） ..... 15

平成17年度製菓衛生師試験の実施（生活衛生課） ..... 18

争議行為の予告通知の公表（労働政策課） ..... 20

地籍調査の成果認証（農村環境課） ..... 21

都市計画の図書の縦覧（都市計画課） ..... 21

開発行為の工事完了（3件）（建築指導課） ..... 22

## 規 則

### 茨城県規則第 6 号

茨城県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

茨城県立職業能力開発校規則（昭和54年茨城県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 8 号中「定める」を「掲げる」に改める。

第 6 条の見出し及び第 7 条の見出し中「，受講」を「及び受講」に改める。

第13条第 2 項中「又は」を「，又は」に改める。

第17条第 2 項第 5 号中「その他学院生」を「前各号に掲げるもののほか，学院生」に改める。

第19条中「次の各号に」を「次に」に改める。

別表中「茨城県立下館産業技術専門学院」を「茨城県立筑西産業技術専門学院」に改める。

付 則

この規則は，平成17年 4月 1 日から施行する。

## 告 示

### 茨城県告示第298号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第 7 条の規定により，青少年に有益な興行として次のとおり推奨する。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 推 奨 番 号	5
2 種 類	映画
3 題 名	チルソクの夏
4 制 作	映画「チルソクの夏」製作委員会
5 推 奨 年 月 日	平成17年 3月 2 日
6 推 奨 理 由	この作品は，1970年代の下関と釜山を舞台に，日本と韓国の高校生の友情と淡い恋を切なくもさわやかに描いている。 国籍という障害を乗り越えて恋を实らせようとする二人を通して，相互理解，あきらめない気持ちの大切さを教えるとともに，日韓関係を歴史的に考える契機となるものであり，青少年の健全育成に有益といえる。

### 茨城県告示第299号

昭和35年 4月 1 日茨城県告示第258号で告示した民生委員協議会を組織する区域の一部を次のように改正し，平成17年 3月22日から施行する。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

制定文中「及び稲敷市」を「，稲敷市及び坂東市」に、「及び稲敷市担任」を「，稲敷市担任及び坂東市担任」に改める。

表中「稲敷市東地区民生委員児童委員協議会」の項の次に次のように加える。

民生委員児童委員協議会の名称	民生委員協議会を組織すべき区域の所属町名又は大字名若しくは字名
坂東市岩井地区民生委員児童委員協議会	岩井，大口，大口新田，大崎，大馬新田，大谷口，小山，神田山，神田山新田，上出島，借宿，勘助新田，木間ヶ瀬，桐木，鶴戸，小泉，幸神平，幸田，幸田新田，古布内，駒跣，下出島，庄右衛門新田，寺久，富田，中里，長須，長谷，猫実，猫実新田，半谷，平八新田，辺田，法師戸，馬立，みむら，蕙打，矢作，弓田
坂東市猿島地区民生委員児童委員協議会	生子，生子新田，菅谷，逆井，山，沓掛，左平太新田，栗山新田，孫兵工新田，内野山

茨城県告示第300号

昭和35年 4月 1日茨城県告示第258号で告示した民生委員協議会を組織する区域の一部を次のように改正し，平成17年 3月28日から施行する。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

制定文中「下館市」及び「下館市担任」を削除し，「及び坂東市」を「，坂東市及び筑西市」に，「及び坂東市担任」を「，坂東市及び筑西市担任」に改める。

表

下館市東部地区民生委員児童委員協議会	甲，乙，丙，市野辺，稲野辺，直井，横嶋，金丸，川澄，小林，下中山の一部
下館市西部地区民生委員児童委員協議会	菅谷，岡芹，栗島，谷中，猪瀬，西大島，石原田，下平塚，笹塚，神分，飯島，外塚，西谷貝，小川，下川島，伊佐山，女方，伊讚美
下館市南部地区民生委員児童委員協議会	茂田，蕨，上川中子，徳持，川連，深見，大塚，成田，島，塚原，下中山の一部，玉戸，西方，一本松，日木成，下野殿，野殿，布川，下岡崎，東榎生，西榎生，西石田，野田，旭ヶ丘，嘉家佐和
下館市北部地区民生委員児童委員協議会	森添島，灰塚，子思儀，小塙，山崎，大谷，上平塚，五所宮，掉ヶ島，下江連，西山田，石塔，泉，谷部，筑瀬，林，柴山，口戸，折本，中館，樋口，羽方，大関，八田，落合，国府田，蒔田，下高田，奥田，野，上中山

を

削り，「坂東市猿島地区民生委員児童委員協議会」の項の次に次のように加える。

筑西市下館東部地区民生委員児童委員協議会	本城町，旭町，金井町，田町，末広町，十軒町，大町1・2・3丁目，桜町，中島，春日町，鷹場町，西町1・2・3丁目，栄町，新花町，荒町，泉町，富士見町，稲荷町，東町，田中町，根岸町，南町，薬師町，みどり町，市野辺，稲野辺，みどり町，金丸，直井，横島，日の出町，川澄，稲荷宿，小林，高島
----------------------	--

筑西市下館西部地区民生委員児童委員協議会	菅谷, 外塚, 岡芹, 八丁, 栗島, 谷中, 西谷貝, 猪瀬, 西大島, 石原田, 神分, 笹塚, 下平塚, 飯島, 玉戸西原, 小川, 伊讚美, 伊佐山, 中小川, 小川下, 女方, 下寺野, 下川島, 田河内住宅, 田河内
筑西市下館南地区民生委員児童委員協議会	玉戸本田, 玉戸工業団地, 日立住宅, 日立住宅西方, 玉戸山ヶ島, 雁沼, 伊房地住宅, 玉戸北住宅, 玉戸南, 西住宅, 鎌田, 榎生山, 新玉戸南, 玉戸新田, 玉戸谷島, 一本松, 二木成本田, 二木成西部, 小島, 野殿, 下野殿, 蕨, 布川, 房山, 島, 幸町, 成田, 塚原, 下中山, 上川中子, 徳持, 川連, 深見, 大塚, 茂田, 新谷, 下岡崎, 東榎生, 西榎生, 西石田, 野田, 川神馬, 嘉家佐和, 旭ヶ丘
筑西市下館北部地区民生委員児童委員協議会	五所宮, 掉ヶ島, 森添島, 子思儀, 灰塚, 小埜, 泉, 山崎, 南部開拓, 大谷, 上平塚, 北中部開拓, 下江連, 西山田石塔, 谷部, 筑瀬, 口戸, 柴山, 林, 中館, 折本, 本郷, 城内, 並木, 内戸, 羽方, 久下田宿, 八田, 野村, 大関, 下高田, 奥田, 落合, 蒔田, 国府田上中山, 鷹ノ巣団地
筑西市関城地区民生委員児童委員協議会	船玉, 三道, 北原, 上東部, 井々, 安塚, 上町, 吾妻, 稲荷山, 本郷, 分中, 東館, 横宿, 小詰, 若宮, 下宿, 桜塚, 桜台, 上野, 馬場, 橋本, 舟生, 下河原生, 木有戸, 板橋, 花橋, 犬塚, 霞台, 茨城牧場, 藤野, 西原, 藤ヶ谷, 雇用促進住宅, 関館, 花田, 黒子, 新地, 広小路, 辻, 井上, 川久保, 西保末, 木戸, 稲荷, 梶内, 磯山
筑西市明野地区民生委員児童委員協議会	海老ヶ島 1・上 2, 海老ヶ島下 1・下 2・下 3・下 4, 台北・中・南, 有田, 雇用促進住宅, 東松原, 西松原, 赤町, 松原住宅, 田宿上・下・中根, 山王堂, 新井, 倉持, 石倉, 三ツ谷, 篠之内, 篠之内住宅, 村田中町, 村田下 1・下 2・下 3, 村田住宅団地, 上田, 吉田, 竹垣, 内淀, 鍋山, 川崎, 金井, 下川中子, 古内, 大林, 高津, 成井, 鷲島, 築地, 海老江, 東保末, 谷原, 寺上野 1・2・3・4, 中上野 1・2・3・4, 赤浜 1・2・3・4, 向上野 1・2, 東石田 1・2・3・4, 市川住宅団地, 勝宮南・北, 宮山, 権現台住宅団地, 東宮後, 西之内東・西, 本郷, 上西郷谷, 道法内, 猫島南・北, 東押尾, 西押尾
筑西市協和地区民生委員児童委員協議会	宮本, 宮本住宅, 稲荷宿, 上町, 仲町, 下町, 加草, 下小栗, 整理地, 旭町, 今泉町住宅, 蓬田, 門井上, 若松町住宅, 門井下, 門井中央, 門井住宅, 久地楽, 古郡, 三郷, 新栄町, 新治東・西・南・北, 桜町, 新治住宅, 東蓮沼, 西蓮沼, 蓮沼団地, 横塚, 向川澄, 商業卸団地, 井出北, 井出南, 柳, 三王, 細田, 谷永島, 上星谷, 下星谷, 八幡, 知行, 下郷谷, 清水, 堀之内, 高堀, 大島, 巽内, 谷中, 高座口, 赤法花, 十里上, 十里下西・東, 前原, 桑山, 栗崎

## 茨城県告示第301号

昭和35年 4月 1日茨城県告示第258号で告示した民生委員協議会を組織する区域の一部を次のように改正し、平成17年 4月 1日から施行する。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

表中

那珂市那珂地区民生委員 児童委員協議会	本米崎, 向山, 横堀, 堤, 杉, 額田東郷, 額田南郷, 額田北郷, 菅谷, 福田, 後台, 中台, 東木倉, 西木倉, 豊喰, 津田, 上河内, 戸, 田崎, 大内, 下江 戸, 上国井, 飯田, 鴻巣, 戸崎, 鹿島, 門部, 北酒出, 南酒出
------------------------	--

を

那珂市那珂第1地区民生 委員児童委員協議会	菅谷, 福田, 後台, 中台, 東木倉, 西木倉, 豊喰, 津田, 上河内
那珂市那珂第2地区民生 委員児童委員協議会	本米崎, 向山, 横堀, 堤, 杉, 額田東郷, 額田南郷, 額田北郷, 戸, 田崎, 大内, 下江戸, 上国井, 飯田, 鴻巣, 戸崎, 鹿島, 門部, 北酒出, 南酒出

に

改める。

茨城県告示第302号

平成16年 8月19日茨城県告示第1190号で告示した民生委員の定数の一部を次のように改正し, 平成17年 3月22日か  
ら施行する。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

表中稲敷市の項の次に次を加える。

板 東 市	89	84	5
-------	----	----	---

表中

岩 井 市	66	63	3
猿 島 町	23	21	2

を

削る。

茨城県告示第303号

平成16年 8月19日茨城県告示第1190号で告示した民生委員の定数の一部を次のように改正し, 平成17年 3月28日か  
ら施行する。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

表中ひたちなか市の項の次に次を加える。

筑 西 市	218	203	15
-------	-----	-----	----

表中

下 館 市	122	113	9
関 城 町	30	28	2
明 野 町	30	28	2

を

協 和 町	36	34	2
-------	----	----	---

削る。

茨城県告示第304号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したため、同法第78条の規定により告示する。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

法 人 名	事 業 所 名	所 在 地	サービ スの種 類	廃 止 年月日
株式会社 コスモ システム	デイサービス なかよしの森	水戸市赤塚2 - 2028 - 26	通所介護	平成17年 2月28日
梶原産業有限会社	ぼむけあサービス	水戸市見川町2131 - 1366	訪問介護	平成17年 2月28日
梶原産業有限会社	ぼむけあサービス	水戸市見川町2131 - 1366	福祉用具貸 与	平成17年 2月28日
有限会社 ヘルスケ ア-下妻	ケアプラザうららデイサービス	下妻市下妻戊34 - 1	通所介護	平成17年 1月31日

茨城県告示第305号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定に基づき、次のとおり廃止の届出を受理したため、同法第85条の規定により告示する。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

法 人 名	事 業 所 名	所 在 地	サービ スの種 類	廃 止 年月日
株式会社 コスモ システム	居宅介護支援事業所 なかよしの森	水戸市赤塚2 - 2028 - 26	居宅介護支 援	平成17年 2月28日

茨城県告示第306号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17の規定に基づき、次のとおり指定したため、同法第21条の23の規定により告示する。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
08000300456110	有限会社つくばケ アサービスあゆみ	つくば市大曾根 555 - 13	有限会社 つくばケ アサ ービス あ ゆ み	つくば市大曾根 555 - 13	平成17年 3月1日	児童居宅介 護等事業
08000300457118	サポートしのざき	猿島郡五霞町大福 田1256 - 1	有限会社 しのざき	猿島郡五霞町大福 田1256 - 1	平成17年 3月1日	児童居宅介 護等事業

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
08000300406115	居宅支援事業所 生活支援センター 「ゆづ」	石岡市鹿の子 4 - 16 - 52	社会福祉法人 白銀会	石岡市鹿の子 4 - 16 - 52	平成17年 3月 1日	児童居宅介護等事業
08000300460120	りとるミントの家	龍ヶ崎市根町3321 - 14	特定非営利活動法人 愛in龍ヶ崎	龍ヶ崎市3321 - 12	平成17年 3月 1日	児童デイサービス事業

茨城県告示第307号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第17条の23の規定により告示する。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
08000100456112	有限会社つくばケアサービスあゆみ	つくば市大曾根 555 - 13	有限会社 つくばケア サービスあ ゆみ	つくば市大曾根 555 - 13	平成17年 3月 1日	身体障害者 居宅介護等 事業
08000100457110	サポートしのざき	猿島郡五霞町大福 田1256 - 1	有限会社 しのざき	猿島郡五霞町大福 田1256 - 1	平成17年 3月 1日	身体障害者 居宅介護等 事業

茨城県告示第308号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第15条の23の規定により告示する。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
08000200456111	有限会社つくばケアサービスあゆみ	つくば市大曾根 555 - 13	有限会社 つくばケア サービスあ ゆみ	つくば市大曾根 555 - 13	平成17年 3月 1日	知的障害者 居宅介護等 事業
08000200457119	サポートしのざき	猿島郡五霞町大福 田1256 - 1	有限会社 しのざき	猿島郡五霞町大福 田1256 - 1	平成17年 3月 1日	知的障害者 居宅介護等 事業
08000200459123	ミントの家	龍ヶ崎市根町3321 - 14	特定非営利活動法人 愛in龍ヶ崎	龍ヶ崎市3321 - 12	平成17年 3月 1日	知的障害者 デイサービ ス事業
08000200461129	みもり園	つくば市水守859 - 4	社会福祉法人 にいほり福祉会	新治郡新治村小高 572 - 1	平成17年 3月 1日	知的障害者 デイサービ ス事業
08000200458141	友歩	龍ヶ崎市根町3321 - 12	特定非営利活動法人 愛in龍ヶ崎	龍ヶ崎市3321 - 12	平成17年 3月 1日	知的障害者 地域生活援助事業

## 茨城県告示第309号

平成17年 2月24日付けで、箱田中央土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成17年 3月 7日認可した。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第310号

平成17年 2月 8日付けで、つくば市松塚土地改良区から申請があった定款変更を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により平成17年 3月 4日認可した。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成17年 3月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 下館三和線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
真壁郡関城町大字関本下字前浜1078番 1 地先から 結城市大字山王字下河原886番地先まで	旧 (A)	メートル	メートル	
		最大 34.0	1,200	
	新 (A)	最大 34.0	1,200	橋 梁 架 替
		最小 6.8		
(B)	最大 69.5	1,200		
	最小 25.0			

## 茨城県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年 3月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 岩瀬二宮線
- 2 供用開始の区間 下館市大字下高田字西田520番地先から  
下館市大字下高田字西拓地447番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 3月14日



## 茨城県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年 3 月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 3 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 結城岩井線
- 2 供用開始の区間 結城郡八千代町大字菅谷字宿南608番 3 地先から  
結城郡八千代町大字菅谷字新田山1021番 3 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 3 月28日

## 茨城県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成17年 3 月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成17年 3 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 西関宿栗橋線
- 2 供用開始の区間 猿島郡五霞町大字新幸谷字中新田336番 1 地先から  
猿島郡五霞町大字小手指字貉塚990番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成17年 3 月25日

## 茨城県告示第315号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき、波崎町柳川土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成17年 3 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 事業計画を変更する組合  
組 合 の 名 称 波崎町柳川土地区画整理組合  
事 務 所 の 所 在 地 波崎町6530番地  
事 業 施 行 期 間 自 平成 6 年11月10日  
至 平成17年 3 月31日  
施 行 地 区 波崎町大字柳川字松代及び松陰の各一部  
設 立 認 可 の 年 月 日 平成 6 年11月10日
- 2 公告すべき変更の内容  
事 業 施 行 期 間 自 平成 6 年11月10日  
至 平成20年 3 月31日
- 3 変更認可の年月日 平成17年 3 月14日

## 茨城県告示第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 つくば市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
研究学園都市計画下水道事業  
つくば市北部公共下水道
- 3 事業施行期間 平成17年 3月14日から  
平成22年 3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 なし
- (2) 使用の部分 つくば市上大島字神明，字谷向及び字坂下の各全部の区域並びに上大島字川久保，字天神，字館ノ内，字境ノ町，字北峯，字前峯，字島廻り及び字一里塚並びに国松字台山，字窪，字台ノ下，字寺前，字山田，字性山寺前，字椎木坪及び字山際の各一部の区域

## 茨城県告示第317号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第4項の規定により荒川沖駅西口第1 - A地区市街地再開発組合の解散を認可したので，同条第6項の規定により告示する。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第318号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第1項の規定により，次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を行ったので，茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）第33条の3の規定により告示する。

平成17年 3月14日

茨城県下館県税事務所長 野 口 圭 市

県 名	特約業者の氏名又は名称	主たる事務所又は 事業所の所在地	特約業者の指定の年月日
茨 城	パマスエナジー有限会社	茨城県下館市大字横島290番地の5	平成17年 3月 1日

(選挙管理委員会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく直接請求の場合における連署を要すべき県議会議員及び知事の選挙権を有する者の法定数は，次のとおりである。

平成17年 3月14日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

- 1 地方自治法第74条第1項の規定による県条例の制定又は改廃の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,090人

2 地方自治法第75条第1項の規定による県事務等の監査の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

48,090人

3 地方自治法第76条第1項の規定による県議会の解散の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

467,410人

4 地方自治法第80条第1項の規定による県議会議員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

水 戸 市 選挙区	66,262人
日 立 市 選挙区	54,895人
土 浦 市 選挙区	36,244人
古 河 市 選挙区	16,010人
石 岡 市 選挙区	14,290人
下 館 市 選挙区	17,310人
結 城 市 選挙区	14,319人
竜ヶ崎 市 選挙区	20,547人
下 妻 市 選挙区	9,648人
水 海 道 市 選挙区	11,123人
常 陸 太 田 市 選挙区	10,747人
高 萩 市 選挙区	9,156人
北 茨 城 市 選挙区	13,738人
笠 間 市 選挙区	8,157人
取 手 市 選挙区	22,281人
岩 井 市 選挙区	11,511人
牛 久 市 選挙区	20,724人
つ く ば 市 選挙区	49,760人
ひ たち な か 市 選挙区	40,700人
鹿 嶋 市 選挙区	17,184人
守 谷 市 選挙区	13,702人
東 茨 城 郡 南 部 選挙区	31,068人
東 茨 城 郡 北 部 選挙区	7,535人
西 茨 城 郡 選挙区	19,952人
那 珂 郡 選挙区	36,675人
久 慈 郡 選挙区	12,552人
鹿 島 郡 選挙区	37,350人
行 方 郡 選挙区	19,519人
稲 敷 郡 選挙区	34,197人
新 治 郡 選挙区	25,321人

筑 波 郡 選挙区	11,142人
真 壁 郡 選挙区	20,958人
結 城 郡 選挙区	15,354人
猿 島 郡 選挙区	37,095人
北 相 馬 郡 選挙区	14,473人

- 5 地方自治法第81条第1項の規定による知事の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

467,410人

- 6 地方自治法第86条第1項の規定による副知事、出納長、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

467,410人

- 7 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による県教育委員会の委員の解職の請求に連署を要する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

467,410人

---

## 公 告

---

### 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成17年4月14日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎) において公衆の縦覧に供する。

平成17年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日

平成17年2月14日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 アーツダンスアカデミー

- 3 代表者の氏名

水 野 葉 子

- 4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市住吉町68番地1

- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民をはじめすべての人を対象に、舞踊の振興、舞踊教育及び舞踊を中心とした国際交流の事業を行い、人類の継承すべき文化としての舞踊芸術を主体的に享受する機会と情報を提供し、各人の有する知識、

感情及び身体を調和的かつ統合的に発達させて、人間性を高めることを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成17年4月12日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成17年2月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ウェルネスサポート茨城

3 代表者の氏名

庄 司 智 也

4 主たる事務所の所在地

茨城県東茨城郡美野里町大字羽刈638番地の11

5 定款に記載された目的

この法人は、青少年、高齢者、障害者及びなんらかの疾病に悩む人々に対し、鍼・灸・マッサージ・柔道整復手技等による身体機能回復訓練を通じ、地域住民の健康回復、維持、増進に関する事業と介護サービス事業を行いながら、地域医療の向上と福祉の増進を図り、身体の健全な発育を目指しながら誰もが安心して暮らせる長寿社会の確立を目的とする。

~~~~~

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成17年4月28日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成17年2月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 幸成福祉会

3 代表者の氏名

関 根 玉 江

4 主たる事務所の所在地

茨城県猿島郡三和町大字駒込922番地16

## 5 定款に記載された目的

この法人は、子どもと親、高齢者、障害者（児）の日常生活を支援することによって、年齢や障害の有無に関わらず誰もが幸福な生活が営める社会の実現に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成17年3月28日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成17年1月28日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 コミュニティNETひたち

（設立認証：平成14年4月19日、設立：平成14年4月26日）

## 3 代表者の氏名

内 田 芳 勲

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県日立市多賀町1丁目12番10号

## 5 定款に記載された目的

この法人は一般市民に対して、情報事業習得の促進や情報技術を活用した生活情報の提供、また、少子高齢化への対応、学校教育の支援、図書館の運営支援などを行うことにより、多くの人々の生涯学習の促進に寄与し、地域の人々がいきいきと快適に暮らせる社会を形成することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成17年5月2日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成17年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 申請のあった年月日

平成17年3月2日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 痴呆ケア研究所

（設立認証：平成16年8月25日、設立：平成16年9月3日）

## 3 代表者の氏名

中 尾 僚 子

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県取手市井野台 4 丁目 8 番地 2

従たる事務所の所在地

茨城県取手市井野台 4 丁目 9 番地 3

#### 5 定款に記載された目的

本法人は、痴呆ケア及び高齢者ケアに関する幅広い分野で、学術研究、教育普及活動をすすめるとともに、不特定多数の市民及び団体を対象に、助言・支援・協力・提言・教育等を行い、あわせて痴呆ケア学及び高齢者ケア学の水準の向上、次世代人材の育成、痴呆性高齢者及び高齢者に対する援助の理想的なあり方を提示することによって、現代社会の健全な発展に寄与するとともに保健及び福祉の増進に貢献することを目的とする。

#### 平成17年度調理師試験の実施

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により調理師試験を次のとおり実施するので、茨城県調理師法施行細則（昭和37年茨城県規則第24号）第1条の規定に基づき公示する。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 受験願書の受付日時及び受付場所

- (1) 平成17年 6月23日（木曜日）及び24日（金曜日）

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

- (2) 受付場所

県内各保健所

受験願書及び添付書類は、本人又は代理人が直接持参するものとし、郵送によるものは受理しない。

#### 2 試験日時

- (1) 試験日 平成17年 8月 9日（火曜日）

- (2) 試験会場への集合時間 午前9時15分

- (3) 試験時間 午前10時から正午までの2時間

#### 3 試験会場

次の3会場とする。

	試 験 会 場	所 在 地
1	茨城大学共通教育棟2号館	水戸市文京2-1-1
2	つくば国際短期大学	土浦市真鍋6-7-10
3	茨城県立下館工業高等学校	下館市玉戸1336-111

#### 4 受験願書提出保健所と試験会場区分

受験願書の提出先（受付保健所）により、試験会場を次のように指定する。

なお、受験願書提出後の試験会場の変更は認めない。

保 健 所 名	試 験 会 場
水戸、ひたちなか、大宮、日立、鉾田、潮来	茨城大学共通教育棟2号館
竜ヶ崎、土浦、つくば	つくば国際短期大学
下館、水海道、古河	茨城県立下館工業高等学校

#### 5 受験資格

## (1) 学歴

次のいずれかに該当する者とする。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条（高等学校の入学資格）に規定する者

イ 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終った者、又は調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）付則第3項に定めるところによりこれらの者と同等以上の学歴があると認められる者

## (2) 職歴

(1)の学歴を有する者で、次の施設又は営業で調理の業務に従事した期間が、平成17年6月22日現在において2年以上となる者

ア 寄宿舍、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与する施設（ただし、継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与する施設に限る。）

イ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第14号に規定する魚介類販売業又は同条第32号に規定するそうざい製造業

なお、上記施設又は営業において、専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等（ウェイターやウェイトレス等も含む。）直接調理の実務に従事しない者や、パート、アルバイト（原則として、週4日以上かつ1日6時間以上飲食物の調理業務に従事している場合を除く。）は調理業務に従事した者としては認められない。

## 6 試験科目及び出題数

- |           |    |           |     |
|-----------|----|-----------|-----|
| (1) 食文化概論 | 5問 | (5) 食品学   | 7問  |
| (2) 衛生法規  | 5問 | (6) 食品衛生学 | 12問 |
| (3) 公衆衛生学 | 8問 | (7) 調理理論  | 15問 |
| (4) 栄養学   | 8問 | 合計        | 60問 |

## 7 提出書類等

- |                                    |    |
|------------------------------------|----|
| (1) 受験願書（茨城県調理師法施行細則様式第1号）         | 1部 |
| (2) 調理業務従事証明書（同細則様式第2号）            | 1部 |
| (3) 調理師試験合格通知作成用紙                  | 1部 |
| (4) 最終学校（各種学校以外のもの）の卒業証明書又は卒業証書の写し | 1部 |

卒業証書の写しを提出する場合は、原本も持参すること。

- |  |    |
|--|----|
| (5) 戸籍抄本（調理業務従事証明書、最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写しに記載された氏名が現在のものと異なっている場合に限る。） | 1部 |
| (6) 写真（縦5cm、横4cm、上半身正面向、脱帽、受験願書提出前6ヶ月以内に撮影したもの）                    | 1葉 |
| (7) 受験手数料6,200円相当額の茨城県収入証紙   |    |

受験手数料は受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。

## 8 合格発表

平成17年8月26日（金曜日）午前9時から、次の各号に掲げる方法により発表する。なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

- (1) 茨城県庁行政棟2階保健福祉部掲示板及び各保健所に、合格者の受験番号を掲示する。
- (2) 「いばらき食の安全情報 Web Site」（URL = <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp>）により合格者の受験番号の情報提供を行う。
- (3) 合格者全員に合格通知書を送付する。

## 9 試験結果の開示



茨城県個人情報保護に関する条例（平成5年茨城県条例第2号）第21条の規定に基づき、簡易の手続きにより開示を請求することができる。

なお、開示を希望する場合は、受験者本人が茨城県保健福祉部生活衛生課に受験票を持参し、開示の請求をすること。また、電話、はがき等による開示の請求はできない。

開示する内容	開示の日時	開示の方法
科目別得点及び総合得点	合否発表の日から1カ月内の執務時間中	閲覧

#### 10 その他

- (1) 受験願書等は、平成17年5月9日（月）から、保健所等一覧表（別表）に掲げるところにおいて配布する。
- (2) 受験願書等の用紙の郵送を希望する場合は、あて先を明記し、140円切手を貼った返信用封筒（角型2号 [縦33cm×横24cm程度]）と、「調理師試験受験願書希望」と書いたメモを同封し、別表のところへ請求すること。
- (3) 受験資格に偽りがあることが判明したときは、合格を取り消す。

#### 11 この試験に関する問い合わせ先

茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室 〒310 - 8555 水戸市笠原町978番 6 茨城県庁内 電話 029 (301) 3424 FAX 029 (301) 0800 URL <a href="http://www.shoku.pref.ibaraki.jp">http://www.shoku.pref.ibaraki.jp</a>
---

(別表)

保健所	住所	電話番号
水戸保健所衛生課	〒310 - 0852 水戸市笠原町993 - 2	029 - 243 - 9437 (ダイヤルイン)
ひたちなか保健所衛生課	〒312 - 0005 ひたちなか市新光町95	029 - 265 - 5645 (ダイヤルイン)
大宮保健所衛生課	〒319 - 2215 常陸大宮市姥賀2978 - 1	0295 - 52 - 1157(代)
日立保健所衛生課	〒317 - 0065 日立市助川町2 - 6 - 15	0294 - 22 - 4190 (ダイヤルイン)
鉾田保健所衛生課	〒311 - 1517 鹿島郡鉾田町鉾田1367 - 3	0291 - 33 - 2158(代)
潮来保健所衛生課	〒311 - 2422 潮来市大洲1446 - 1	0299 - 66 - 2116 (ダイヤルイン)
竜ヶ崎保健所衛生課	〒301 - 0822 龍ヶ崎市光須田2983 - 1	0297 - 62 - 2163 (ダイヤルイン)
土浦保健所衛生課	〒300 - 0812 土浦市下高津2 - 7 - 46	029 - 821 - 5364 (ダイヤルイン)
つくば保健所衛生課	〒305 - 0035 つくば市松代4 - 27	029 - 851 - 9287(代)
下館保健所衛生課	〒308 - 0021 下館市甲114	0296 - 24 - 3911(代)
水海道保健所衛生課	〒303 - 0005 水海道市森下町4474	0297 - 22 - 1351(代)
古河保健所衛生課	〒306 - 0005 古河市北町6 - 22	0280 - 32 - 3021(代)

保健所	住所	電話番号
保健福祉部生活衛生課 食の安全対策室	〒310 - 8555 水戸市笠原町978 - 6	029 - 301 - 3424 (ダイヤルイン)

~~~~~

### 平成17年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、茨城県製菓衛生師法施行細則（昭和42年茨城県規則第29号）第2条第1項の規定に基づき公示する。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 受験願書の受付日時

平成17年 7月 7日 (木曜日)

午前 9時から正午まで及び午後 1時から午後 4時30分まで

#### 2 受験願書の受付場所

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁行政棟11階共用会議室1108

受験願書及び添付書類は、本人又は代理人が直接持参するものとし、郵送によるものは受理しない。

#### 3 試験日時及び試験会場

- |                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| (1) 試験日        | 平成17年 8月 9日 (火曜日)                |
| (2) 試験会場への集合時間 | 午前 9時15分                         |
| (3) 試験時間       | 午前10時から正午までの 2時間                 |
| (4) 試験会場       | 水戸市文京 2 - 1 - 1<br>茨城大学共通教育棟 2号館 |

#### 4 受験資格

受験資格は、次のいずれかに該当する者とする。

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者（高等学校入学資格を有する者）であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において 1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者
- 学校教育法第47条に規定する者であって、平成17年 7月 6日現在において 2年以上菓子製造業に従事した者
- 製菓衛生師法施行の際（昭和41年12月26日）現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第47条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において 3年を超えている者又は同法の施行の日後 3年を超えるに至った者

なお、国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の 2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）附則第2項の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、前各号の規定の適用については、学校教育法第47条に規定する者とみなす。

#### 5 試験科目及び出題数

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 衛生法規  | 6問  |
| (2) 公衆衛生学 | 9問  |
| (3) 食品学   | 6問  |
| (4) 食品衛生学 | 15問 |

- (5) 栄 養 学 6 問  
 (6) 製菓理論及び実技 18問  
 合 計 60問

製菓理論及び実技については、製菓理論12問と製菓実技 6 問を出題し、製菓実技は「和菓子」、「洋菓子」、「製パン」の分野からいずれか 1 分野を選択して解答するものとする。

なお、同科目について、職業能力開発促進法の規定による菓子製造技能士の 1 級又は 2 級の資格を有する者は、本人の申し出により免除する。

## 6 提出書類等

- (1) 受験願書 (茨城県製菓衛生師法施行細則様式第 1 号) 1 部  
 (2) 最終学校 (各種学校以外のもの) の卒業証明書又は卒業証書の写し 1 部

卒業証書の写しを提出する場合は、原本も持参すること。

ただし、製菓衛生師法附則第 2 項に規定する受験資格の特例の適用を受ける者にあつては、菓子製造業に従事した期間の証明書を提出すること。

- (3) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業者については、それを証明する書類 1 部  
 (4) 菓子製造技能士の 1 級又は 2 級の技能検定合格証の写し (該当者のみ) 1 部  
 (5) 戸籍抄本 (最終学校の卒業証明書、卒業証書の写し又は厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業を証する書類に記載された氏名が現在のものと異なっている場合に限る。) 1 部  
 (6) 写真 (縦 5 cm, 横 4 cm, 上半身正面向, 脱帽, 受験願書提出前 3 ヶ月以内に撮影したもの) 1 葉  
 (7) 受験手数料9,600円相当額の茨城県収入証紙

収入証紙は、受験願書の所定の収入証紙ちょう付欄 1 に貼りつけること。(所定欄に貼りきれないときは、裏面収入証紙ちょう付欄 2 に貼ること。収入証紙に消印しないこと。)

なお、受験手数料は受験願書を受理した後は、いかなる理由があつても返還しない。

## 7 合格発表

平成17年 8月26日 (金曜日) 午前 9 時から、次の各号に掲げる方法により発表する。なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

- (1) 茨城県庁行政棟 2 階保健福祉部掲示板に合格者の受験番号を掲示する。  
 (2) 「いばらき食の安全情報 Web Site」(URL = <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp>) により合格者の受験番号の情報提供を行う。  
 (3) 受験者全員に合格証書又は不合格通知を送付する。

## 8 試験結果の開示

茨城県個人情報の保護に関する条例 (平成 5 年茨城県条例第 2 号) 第21条の規定に基づき、簡易の手続きにより開示を請求することができる。

なお、開示を希望する場合は、受験者本人が茨城県保健福祉部生活衛生課に受験票を持参し、開示の請求をすること。また、電話、はがき等による開示の請求はできない。

| 開示する内容      | 開示の日時                | 開示の方法 |
|-------------|----------------------|-------|
| 科目別得点及び総合得点 | 合否発表の日から 1 カ月内の執務時間中 | 閲覧    |

## 9 その他

- (1) 受験願書は、平成17年 5月 9 日 (月曜日) から、茨城県保健福祉部生活衛生課及び県内各保健所において配布する。

(2) 受験願書等の用紙の郵送を希望する場合は、あて先を明記し、140円切手を貼った返信用封筒(角型2号[縦33cm×横24cm程度])と、「製菓衛生師試験受験願書希望」と書いたメモを同封し、茨城県保健福祉部生活衛生課へ請求すること。

(3) 受験資格に偽りがあることが判明したときは、合格を取り消す。

#### 10 この試験に関する問い合わせ先

茨城県保健福祉部生活衛生課食の安全対策室

〒310 - 8555 水戸市笠原町978番 6 茨城県庁内

電話 029 (301) 3424 FAX 029 (301) 0800

URL <http://www.shoku.pref.ibaraki.jp>

#### 争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 執行委員長 小室 和久から、平成17年3月7日、労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成17年3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 事 件

賃金引き上げ及び労働条件改善等に関する要求

#### 2 日 時

平成17年3月18日(金)午前零時以降、要求書解決に至る間

#### 3 施 設

- |                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 水戸市宮町 3 2 7         | 総合病院 水戸協同病院          |
| (2) 高萩市安良川267           | 高萩協同病院               |
| (3) 土浦市真鍋新町11 - 7       | 総合病院 土浦協同病院          |
| (4) 取手市本郷 1 - 1 - 1     | 総合病院 取手協同病院          |
| (5) 猿島郡境町2190           | 茨城西南医療センター病院         |
| (6) 行方郡玉造町井上藤井98 - 8    | なめがた地域総合病院           |
| (7) 水戸市梅香 1 - 1 - 4     | 茨城県厚生農業協同組合連合会(本所支部) |
| (8) 石岡市大字三村字大原2440 - 27 | 土浦協同病院付属看護専門学校       |
| (9) 水戸市城南 3 15 17       | 城南病院                 |
| (10) 水戸市城南 3 15 8       | 城南病院付属クリニック          |
| (11) 水戸市白梅 3 15 24      | 訪問看護ステーション虹          |
| (12) 水戸市平須町1819         | 水戸共立診療所              |
| (13) 水戸市平須町1819         | デイサービスセンターひらす        |
| (14) 水戸市平須町1819         | ひらす居宅介護支援事業所         |
| (15) 水戸市堀町1147 - 125    | 訪問看護ステーションふれあい       |
| (16) 取手市新町 6 6 19       | あおぞら診療所              |
| (17) 日立市大甕 6 17         | 回春荘病院                |
| (18) 鹿嶋市平井1129 2        | 鹿嶋病院                 |
| (19) 水戸市河和田町4516 1      | ナーシングホームかたくり         |

(20) 水戸市酒門町4231 2 ケアハウスみと

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を、単独もしくは併用して実施する。

ただし、ストに入った場合、保安要員については協定に基づき除く。

5 争議をおこなう組織

- (1) 茨城県厚生連労働組合 執行委員長 櫻 井 雅 博
- (2) 茨城民主医療機関労働組合 執行委員長 小 林 丘 樹
- (3) 回春荘病院労働組合 執行委員長 飛 田 祐 二
- (3) 鹿島病院職員組合 執行委員長 住 谷 司
- (3) かたくり労働組合 執行委員長 川 上 一

~~~~~  
 地籍調査の成果認証

北茨城市，東茨城郡大洗町，潮来市，鹿島郡大洋村，日立市の下記地区における地籍調査の成果は，国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により認証した。

平成17年 3月14日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行った者の名称	北茨城市，東茨城郡大洗町，潮来市，鹿島郡大洋村，日立市
成 果 の 名 称	地籍図及び地籍簿
調 査 を 行 っ た 地 域 及 び 期 間	北茨城市磯原町大字豊田，磯原，木皿，上相田及び中郷町大字石岡，上桜井の各一部 平成15年 6月 3日から 平成16年 3月 1日まで 東茨城郡大洗町大字成田町の一部 平成15年 9月18日から 平成16年 3月10日まで 潮来市清水の一部 平成15年 7月18日から 平成16年 1月28日まで 鹿島郡大洋村大字梶山の一部 平成14年 5月 7日から 平成15年 2月25日まで 日立市小木津町三丁目，四丁目の各一部 平成15年12月26日から 平成16年 3月 1日まで
認 証 年 月 日	平成17年 3月 3日

~~~~~  
 都市計画の図書の縦覧

大子都市計画道路の変更に伴い，大子町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 2 項の規定により，当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成17年 3 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

道路 ( 3 . 5 . 5 号 後山線 )

## 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 開発行為の工事完了

都市計画法 ( 昭和43年法律第100号 ) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成17年 3 月14日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

潮来市堀之内字畠中1449番 5 , 同字畑中1450番 5

## 2 事業主の住所及び氏名

潮来市堀之内1422番地

森 内 等

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字知手字和手2975番57, 同番58

## 2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町大字平泉2810番地

中 力 三

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下館市大字折本字北板堂724番 3 , 725番 4 , 732番 4 , 732番 6

## 2 事業主の住所及び氏名

下館市大字樋口973 - 5

鈴 木 美登里

毎週月・木曜日発行 ( 緊急事項は号外発行 ) ( 定価送料とも 1 月 )  
( 休日の場合は繰下発行 ) ( 金 3 , 0 6 0 円 )

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 ( 301 ) 1 1 1 1 ( 代 )